

長岡京市家庭児童相談システム導入業務仕様書(案)

1.業務名

長岡京市家庭児童相談システム導入業務

2.目的

現在の家庭児童相談業務においては、管理記録及び各種会議資料等はエクセルや紙媒体等で管理している。昨今の児童虐待相談に対応する中で、今後、増加が見込まれる複雑な相談への対応をより一層強化するため、新たな管理システムを導入し各種業務の作業効率の向上、個々の事例における支援強化及び厚生労働省が構築を進めている要保護児童等情報共有システムへのデータ作成作業の軽減を目的とする。

3.システムの基本要件

本業務の基本要件は次のとおりである。

- (1)職員が利用しやすい画面設計であること。また、操作において、特別な知識を持たない職員にとっても扱いやすいよう、画面構成や入力操作の共通性に優れ、検索機能の充実したシステムであること。
- (2)ユーザーをIDおよびパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。また、システムの処理毎に使用権限を設定することができ、ID毎に使用できる処理を設定することにより、運用の制御が行えること。
- (3)システム稼働後、平日(月曜から金曜)の午前9時00分から午後5時00分までの間、運用に関する問合せに関して、速やかに対応すること。なお、Eメールによる問い合わせは、365日24時間受信できること。
- (4)法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に柔軟に対応できるシステムであること。
- (5)本仕様書に記載ないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものは全て含めること。

4.業務内容

(1)ハードウェアの導入(物理サーバー)

① ラックマウント型サーバー × 1台

安定稼働のため、問題なく運用できるスペックを保有していること。

※サーバーラックおよびコンソール(モニター、キーボード、マウス)、KVM ケーブルは本市保有の設備を利用する。

② 無停電装置(UPS) × 1台

停電発生時にはサーバーを安全にシャットダウンし、通電開始時に自動的にサーバーが起動する設定を行うこと。

③ バックアップ装置 × 1台

④ ウイルス対策ソフト:Trellix社製Endpoint Security

- ・ライセンスは本市にて保有しているものを利用する。
- ・パターンファイルは庁内配信サーバーから自動配信される。
- ・インストーラーは本市より事前に提供する。

⑤ クライアント端末およびプリンター

- ・既設の機器を利用する。
- ・当初はクライアント台数10台から開始する。
- ・システムを利用する職員が増加し、端末増設の必要が発生した場合は、追加のアプリケーションライセンス費用が発生することなく職員によって簡便に増設できること。
- ・Windows Server Device CALは本市にて保有しているものを利用する。
- ・庁内他システムとの関係から、原則既設クライアント端末へ追加のアプリケーションやミドルウェアのインストールは不可とする。
- ・Microsoft社製Office(LTSC 2024 professional)はインストール済み。
- ・クライアント端末は外字表示設定済み。
- ・ウイルス対策ソフトは設定済み。
- ・パターンファイルは庁内配信サーバーから自動配信される。

(2)ソフトウェアの導入

児童相談にかかるパッケージシステム及び関連ソフトウェアの導入および環境設定を行うこと。

(3)パッケージシステムの基本要件

別表「機能要件適合表」のとおり。

また、住基データ連携処理については、原則毎日自動で行うこととし、既存のレイアウトによって出力される連携データを変換・加工して取込むこと。

なお、住民基本台帳システム標準化への対応については、令和8年度に対応予定のため、今回のシステムには当該機能は含めない。標準化対応に際して、レイアウト及び文字コード等の変更があった場合は、本市と受注者が対応方針、費用等について協議することとする。

(4)カスタマイズ

本市から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、必要に応じてカスタマイズにより対応すること。

(5)データ移行

- ① 過去に相談のあった児童の住基宛名番号を所定の形式で本市より提供するので、児童及び世帯員の情報を住基データより取込むこと。
- ② 所定の書式は受託者が提供すること。
- ③ 過去の相談履歴のWord、Excel等のオフィスソフトで管理している記録等については、児童の添付資料として取込むこと。

(6)保守対応

ハードおよびソフトウェアの保守は別途保守契約を締結するものとする。

保守契約期間は導入後60か月とし、以下の保守対応を最低限行うこと。

- ① 安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。
- ② ハード障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。
- ③ 法改正等の早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。また、法改正等の管理内容に変更が発生した場合には、別途締結する保守契約の範囲内で対応できるものとする。ただし、大規模な改正の場合は別途協議する。
- ④ ソフトウェアの操作・運用の問合せに対して、的確に対応すること。
- ⑤ その他保守対応について、追加費用を必要とせず提供できる機能追加や操作研修等の有効な提案があれば適宜提案すること。

(7)障害対応

- ① システムに異常が発生した場合、システムの完全停止を極力防ぐ対策を講じること。
- ② 障害発生時には、障害発生前のデータに修復できる対策を講じること。

(8)操作研修の実施、操作説明書の提供

- ① システム導入後、利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を実施するものとする。なお、研修に使用するサーバー、端末及びネットワーク機器については、本番系ハードウェア機器を使用することを可とする。
- ② 本業務受託者は、システムが円滑に運用できるよう、必要に応じて本市職員に対して基礎教育及び操作研修を行うこと。また、職員の異動等により再度操作研修等が必要となった際には、別途協議する。
- ③ システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。

5.その他事項

(1)導入工程、細部打ち合わせ等

事業者決定後、速やかに導入工程等について、本市と協議し、承認を得たうえで、導入

に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜本市と行うこと。

(2)納品物

ハードウェア及びソフトウェアのほか、以下のとおりとする。

① 導入に関する書類一式 1部

- ・作業計画書
- ・基本設計書
- ・カスタマイズ仕様書

② 運用に関する書類一式 1部

- ・システム操作マニュアル
- ・システム運用マニュアル
- ・ヘルプデスクや緊急連絡先等の利用に必要な情報をまとめた書類

③ ①及び②の電子媒体(CD-R等) 1枚

(3)仕様変更

本仕様の変更を必要とする場合は、本市と受注者が協議の上、仕様書を変更し、必要に応じて契約金額を変更するものとする。

(4)記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、本市と受注者で協議すること。協議の結果、本仕様の変更を必要とする場合は、必要に応じて契約金額を変更するものとする。

(5)疑義が生じた場合

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、本市と受注者で協議の上、決定するものとする。